

[事案 2019-116] 新契約無効請求

・令和元年 12 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、保険料の払込期間および払込回数の説明を受けていないことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に契約した介護保障付終身保険について、年払保険料の 198 万円は 1 回だけの支払いだと思っていた。以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返し、あわせてこれに対する 5%の遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 保険料について、代金の期間と回数を説明されておらず、割賦販売法第 3 条 1 項 3 号に違反する。
- (2) 保険料について、代金の期間と回数を、書面を交付して読み聞かせされておらず、割賦販売法第 4 条 1 項 3 号に違反する。
- (3) 営業所以外の場所で割賦販売の申込みをさせられており、特定商取引に関する法律第 9 条に違反する。
- (4) 募集人が申立人の資産を多額に見積もり、保険加入本数が過多になっており、特定商取引に関する法律第 9 条の 2 に違反する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書により、保険料および保険料払込期間について説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の説明不足等により申立人が保険料の払込期間を誤信していたとは認められず、保険契約の締結は割賦販売法に定める割賦販売には該当せず、保険の引受等は特定商取引に関する法律の規定の適用除外とされており、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。